

令和元年 6月 18 日

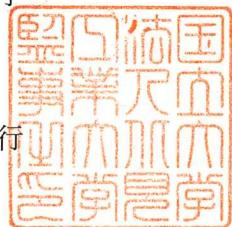
国立大学法人北見工業大学

学 長 鈴木 聰一郎 殿

国立大学法人北見工業大学

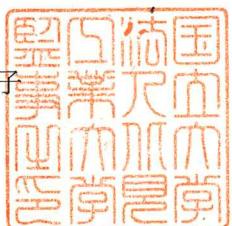
監 事

佐 藤 正 行



監 事

谷 口 雅 子



平成 30 年度監事監査結果報告書の提出について

標記のことについて、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学の平成 30 年度における業務及び会計を監査し、国立大学法人北見工業大学監事監査規程第 8 条第 1 項に従い、「平成 30 年度監事監査結果報告書」を作成しましたので、ここに提出します。

平成 30 年度監事監査結果報告書

私たち監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの平成 30 事業年度における国立大学法人北見工業大学（以下「本学」という。）の業務及び会計を監査しましたので、その結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 監査は、「(平成 16 年北工大達第 131 号・平成 27 年改正)」及び「本学監事監査実施要項（平成 16 年北工大達第 132 号）」に準拠し、「平成 30 年度監事監査計画書」に従い、本学に属する全ての部門を監査対象とし実施しました。
- (2) 監査は、主として実地監査を行いましたが提出書類による書面監査も行いました。
- (3) 監査の重点事項としては、本学にとって平成 30 年度は、新学科への改組による大学の意思決定システムを始めとし、内部統制システムの体制整備及びガバナンス体制の機能強化を推進する重要な年度であったと認識し、本学の新旧の内部統制システムの整備及び運用に関する状況を点検するとともに、今後の第 3 期中期目標・中期計画期間において取組むべき課題にも留意しつつ監査を実施しました。
- (4) 実地監査は、監査計画書に従い実施するとともに、令和元年 6 月 7 日には、法人の長である学長、理事、副学長、各課の長等から、提出された監事監査関係資料等に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け、必要に応じて副課長等からも聴取しました。
- (5) 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる、月次の計算証明に関する指定を受けた関係書類の監査を実施するとともに、「国立大学法人会計基準」及び「同注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る決算書、財務諸表、各種帳簿・帳票類、証拠書類、現預金、固定資産、契約書類等につき監査を行いました。なお、これら会計監査については、監事による監査とともに、本学の会計監査人による会計監査について、それぞれの独立性を担保しつつも、監事は当該会計監査人と緊密な連携を保ち、4 者協議会を実施するなど相互に情報交換を行い、会計監査人が行った監査の方法と結果について、詳細な報告及び説明を受けることとし、その監査が適正に行われているかについて検討を加えました。そのうえで、当該会計監査人の監査結果の相当性を監事自らの責任で判断したうえで、会計監査人の監査結果も利活用し、監事としての意見を述べることとしました。

- (6) 業務監査に関しては、実地監査及び書面監査のほか、学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会など、本学の管理運営に係る重要な会議などに陪席し、必要に応じ意見を述べるほか、重要な決裁書類等関係書類については、本学の最終確認者として、閲覧を行いました。
- (7) 法人の長である学長及び理事からその職務の執行状況を直接聴取し、職務遂行の違法性、適合性、妥当性につき検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 平成 30 事業年度における本学の業務については、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従って、適正に運営されているものと認められます。
- (2) 第 3 期中期目標・中期計画を達成するためのリスクを適切に識別・評価した年度計画に基づき、平成 30 事業年度に講じられるべき必要な措置については、日常的モニタリングが業務に適切に組み込まれ対応の図られていることが確認されます。本学の第 3 期中期目標・中期計画に係る対応に鑑みて、重点事項を含め、次事項にて監査意見を記します。
- (3) 内部統制システムの体制整備及び運用状況については、適切に図られているものと認められます。
- (4) ①会計経理に関しては、監事が実施する監査とともに、会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人から会計監査に関する詳細な報告及び説明を受け、改めて、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の行った監査の方法及びその結果は相当と認めます。
②財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、本学の平成 31 年 3 月 31 日現在の財務状態並びに平成 30 事業年度の運営状況、キャッシュ・フロー状況及び業務実施コスト状況を適正に表示しているものと認めます。
③利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
④事業報告書は、本学の平成 30 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認めます。
⑤決算報告書は、本学の予算区分に従って平成 30 事業年度の決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

- (5) 入札及び契約における競争性の導入状況については、規程等の定めに基づき、契約内容等の妥当性につき監査を実施しました。平成 30 事業年度は、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性の確保に鋭意努めたことが認められますが、引き続き、随意契約の妥当性、競争性の確保については、継続的に検証を図ることが肝要と考えます。
- (6) 給与水準に関しては、平成 30 事業年度の対国家公務員（行政職（一））の給与水準との比較指標並びに対他の国立大学法人等との比較指標に照らして、概ね妥当な給与水準であることが認められます。
- (7) 法人の長である学長及び理事の統制環境に対する認識は適切と認められ、職務遂行に関しては、法令もしくは規程に違反する事実はなく、不当な職務遂行は認められません。

3. 監査意見

私たち監事は、国立大学法人北見工業大学にとって、第 3 期中期目標・中期計画期間（平成 28～令和 3 年度）の 3 年目に当る平成 30 年度に、本学の全ての役職員が、様々な教育、研究、社会・地域貢献活動等の充実に向けて不断の努力を傾注したことを認めるものであります。一方、国立大学法人の在り方が、社会の厳しい耳目を集めている今日、第 3 期中期目標・中期計画期間での国立大学法人を取り巻く四囲の環境変化を踏まえつつ、監事監査を通して本学が当該年度に鋭意対応された取組等に鑑みて若干の監査意見を記します。

平成 30 年 9 月 6 日未明に発生した「北海道胆振東部地震」では、大規模な土砂崩れ等による家屋の倒壊で多くの人命が失われ、また、その後の北海道全域が停電するという未曾有の事態が発生し、道内の交通や物流が停止するなど、数々のライフラインの混乱で、市民生活への計り知れない影響がもたらされた。改めて、この度の震災で、その犠牲になられた方々に深く哀悼の意を表し、そしてすべての被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げたい。

本学は、地震発生直後から、施設課、警備職員らによるキャンパス構内の点検を実施し、建物への火災等被害のないことを確認、更に本学の学生寮である「北苑寮」「北桜寮」の状況確認等に迅速に対応したことが確認される。この後、停電に伴い、ボイラー、電気室等構内インフラ施設の点検の結果、給水ポンプ停止による断水を余儀なくされたが、重要な研究試料等を維持させるための低温室の自家発電機稼働や、電話回線、火災報知設備機能維持のため、仮設電源確保等に鋭意努めたことが確認される。

こうした対応と並行し、地震等に係る学内外の状況等に鑑み、法人の長である学長を始めとする執行部により、緊急・応急対応を必要とする者を除き 6 日当日の業務は休業とすることを、関係する者に周知したことが認められる。学生は、夏季休業期間(8月11日～9月19日)であったが、同日午前中には、学務課において地震の震源に近い地域出身対象者 365 名中 206 名の安否確認や、総務課による同地域での教職員の動向確認などが実施され、主務省関係部局等へ同日午前現在での状況報告のなされたことが確認される。本学の停電、断水は、翌7日未明までには解消されたことが確認され、その後の点検で、今次地震による本学の直接的な人的及び建物等への被害のなかったことが認められる。

一方、本学は、関係する学会と本学の「複合型豪雨災害研究ユニット」が、発災翌日の7日から9日にかけて緊急災害調査を実施し、「地盤災害」「橋梁調査」に係る現地調査結果レポート(速報版)を取り纏め、本学ホームページに掲載したことが認められる。また被災等を受けた学生への支援として、従来の学則に定める者のほか、「北海道胆振東部地震に係る授業料免除の取扱い(申合せ)」により、これに該当する3名の在学生へ適用したことが確認される。

本学は、過年度に「災害時の相互協力に関する協定」を本学生活協同組合と、昨年度は「大規模災害等発生時における北海道地区国立大学等間の連携・協力に関する協定」を締結していることが認められる。また、今回の震災を踏まえて、危機管理ガイドライン等の改定を行い、ホームページに掲載するほか、学生、教職員必携の「災害対応パンフレット」を作成し配布したことが認められる。次年度には「キャンパススクエア安否確認システム」を稼働させることとし、災害時における学生の安否確認を迅速かつ的確に行えるようシステムの整備が進められていることが確認される。

更に、次年度に向けて、先進的な土木研究等のインフラ技術の強みを生かし、災害がインフラに与える影響のハード面の調査を深化させるとともに、被災時の避難所運営や避難者への的確な情報発信等ソフト面についても研究を進め、地域とともに防災力の強化を図るため、近年多発する自然災害から住民を守る方法を研究する「地域と歩む防災研究センター」を新設することが確認される。

本学は、北見市の「指定緊急避難場所」「指定避難所」であり、台風、豪雨、豪雪等による自然災害を始め、南海トラフ地震や首都直下地震、千島海溝周辺での巨大地震発生の可能性が逼迫しているとの報告もなされている折柄、本学が、災害発生時における、「自助」「共助」「公助」に係るすべての役割の一端を担っていることをも鑑み、本学がこれまでの自然災害等で得た知見・経験も踏まえ、従前にも増して、本学のステークホルダーである自治体、関係機関等との緊密な連携を図り、地域防災力向上に資する成果の江湖への還元を大いに期待したい。

本学の実施する事業の着実且つ持続可能な展開を図るうえで、人材の確保、育成、配置、評価等の個別的並びに集団的人事管理は、内部統制上の極めて重要な要素のひとつであることは云うまでもない。

国立大学が法人化以来、アドミニストレーションの業務は、より複雑多岐に亘り、事業を実施する際の業務内容も、より高度な専門性を求められるようになったことが認められる。本学においても、法人の長である学長のリーダーシップを支援するIR活動に高い専門能力を有する者や社会・地域貢献活動に実績のある者の確保を図るなど、積極的な措置を講じていることが認められ、顕著な対応と評価ができる。

一方で、運営費交付金の縮減に伴い、持続的、効果的に業務を遂行するための職員の確保が抑制される中で、非常勤職員を含めた実員管理を実施せざるを得ず、心ならずとも、人材の配置には困難を伴う状況が常態化していると思料される。本学は、事業・業務に密接な関係のある国立大学法人等との積極的な人事交流も含め事態の打開を図っているが、将来のマネジメントの中核を担うべき、人材の確保と育成は急務であると云わざるを得ない。

高い専門性とスキルに裏づけられた問題発見・解決能力と、社会的要請にも柔軟に対応することのできる広い視野と公共の精神を有する者を確保するため、新規採用を含め、民間企業等での指導力と実績を踏まえた経験者を幹部・中堅職員として採用することも必要と思われる。

職員が組織に在って、日常性の中で自らを等閑視することのないよう、また、所与の業務に留まらないチャレンジングな中堅職員としての意欲・姿勢を、OJTを始めとする様々な研修の機会や、職場の上長との相互交流の中で醸成していくことも肝要である。本学は、第3期中期目標・中期計画期間に向けて、グローバル化を推進するために必要な職員の能力開発に、外国語の習得に係る数値目標を設定するなど意欲的な取組みや、職位別・分野別SD研修の実施の図られていることが認められるが、更に、本学独自のこれら研修の「体系化」に意を用いることが緊要であると考える。

アドミニストレーションの事務職員は、教育研究に携わる教職員とともに、その果たすべき役割・機能において、本学のトップマネジメントを牽引する「車の両輪」であり、そのいずれを欠いても本学の事業の持続的展開は成し得ないと云える。次年度は第3期中期目標・中期計画期間の折り返しの事業年度にあたり、本学が取り組むべき様々な経営マネジメントや教学マネジメントを成し遂げるためにも重要な3年間となる。これを契機とすべく、本学においても、従前にも増して、長期人材開発プログラム(CDP)に則ったアドミニストレーションの人材育成が焦眉の急と考える。

本学は、平成30年度、更なる教育研究推進のための大学ガバナンス改革の一環として、研究・地域貢献・国際交流に関する推進戦略の策定等について、より効率的・機動的な体制とするため、研究推進機構と社会連携推進機構を発展的に解消して、新たに「学術推進機構」を設置することとした。また、大学運営の基盤強化及び教育に関する責任の所在の明確化、一元化のため、教員の所属は「系」とし、系が学部及び専攻教育に関する責任主体であり、大学運営に関する意見の集約・発信母体となる教員組織に再構築し、新たな事業年度から実施することが確認される。

本学は、第4期中期目標・中期計画開始時点の、令和4年4月を目指に、小樽商科大学・帯広畜産大学と、3大学の教育研究機能を強化するため、共同で経営改革を行うこととし、18歳人口の減少、産業構造の変化などの高等教育を取り巻く状況に対応し、北海道経済・産業の問題解決とその発展及び国際社会の繁栄に一層貢献するため、商学、農学、工学の「実学」を担う3大学が協働により経営改革を推進することに合意したことが確認され、平成30年度は、これら合意事項を推進し、統合後のメリットを最大化するための具体的検討に着手したことが認められる。

国立大学法人を取り囲む幾多の制約の中で、それぞれの時代の社会的要請や四囲の環境変化に柔軟に対応しつつ、変わらなくてはいけないもの、そして、いつの時代にも変わってはならない本学の事業の本質を見極めながら、先導的な教育研究活動及び社会・地域貢献活動が、多様に実施されており、地域社会を始めとする各方面から益々その重要度を期待されている。本学の第3期中期目標・中期計画期間において十全の備えを怠ることなく、引き続き、すべての教職員が渾然一体となって、将来を担うべく学生の人材育成に不断の努力を傾注されることを期待して止まない。

令和元年6月18日

国立大学法人北見工業大学

監事

左藤正行



監事

谷口雅子

